明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委二二）　一
〔告　示〕
○交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制及び広域緊急援助隊員の服制の一部を改正する告示（警察庁一）　三七
○警備出動に従事する警察官等の服制を定めた件（同二）　五二
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　五五
裁判所
破産、免責関係　五七
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録、農業会議組織変更（奈良県）関係　七三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七五
会社その他
会社決算公告　七七

規則

○国家公安委員会規則第二十二号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十四日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則

（警察官の服制に関する規則の一部改正）

第一条　警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「所轄庁の長（」を削り、「、警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ」を「又は警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長」という」に改める。

第八条中「所轄庁の長」を「長官又は警察本部長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

一　男性警察官

制服	上衣	色		濃紺色とする。
		地質		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
		制式	襟	折り襟式とする。
			肩章	1　外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を紺色の樹脂製ボタン（以下「紺色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。 2　日章を付けた黒金色の金属製ボタン（以下「日章ボタン」という。）各一個を付ける。
			前面	1　前立てに桜葉の模様を付けた黒金色の金属製ボタン（以下「桜葉ボタン」という。）三個を一行に付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び桜葉ボタン各一個を付ける。 3　左右の腰部に貫通口を設け、蓋を付ける。
			後面	サイドベンツとする。
			袖	長袖とする。
			エンブレム	1　右袖の上腕部に付ける。 2　地色は濃紺色、枠は金色とし、下部欄に金色の日章を金色の桜で囲んだ記章を入れる。
	冬服			
	制服			